青森県保健医療計画（へき地医療対策）の中間見直しについて

資料１－３

経緯

■現行の第8次青森県保健医療計画の期間は、令和６年度から令和１１年度までの６年間。

■医療法第３０条の６に基づき、３年ごとに計画の調査、分析及び評価を行うこととしている。

■今年度は現計画の策定から３年目に当たることから、中間見直しを行う。

■５疾病６事業及び在宅医療に係る計画見直しについては各対策協議会で協議し、最終的な素案を医療計画部会で取りまとめ、医療審議会に諮る。

中間見直しの方針

■令和８年６月に改訂された国の「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針（以下「構築指針」という。）」や、県内におけるへき地医療の状況変化を踏まえた見直しを行う。

青森県保健医療計画（へき地医療対策）の中間見直しについて

資料１－３

具体的な見直し

■国の構築指針「へき地の医療体制構築に係る指針」（参考資料１－１）

変更無し。

■現計画策定後の状況変化

現計画の見直しを要する法改正やへき地医療の体制等に変更は無い。

以上から、現行計画の記載内容の変更は行わないこととしたい。